

「令和7年度 甲斐市カーシェア設備導入・運営事業」
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

(令和7年6月18日改訂版)

甲斐市

1 事業名称

「令和7年度 甲斐市カーシェア設備導入・運営事業」

2 事業目的

別紙「仕様書」のとおり

3 事業概要

(1) 事業内容：詳細については別紙「仕様書」のとおり

第三者所有方式によるカーシェア設備導入・運営の実施

平常時には公用車として使用し、閉庁日には地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しする運営とする。

(2) 対象施設：別紙「仕様書」、参考資料等のとおり

※施設の事情などにより事業候補施設から除く場合がある

(3) 履行期間：

契約締結日の翌日から車両耐用年数（軽自動車4年、普通自動車6年）を経過した日以後における最初の3月31日まで。

普通充電設備は事業終了後に市へ所有権移転とする。

設備の導入は令和8年2月末までに行うこととする。

(4) 料金限度額（履行期間内の料金総額 消費税及び地方消費税を含む）：

18,144,000円

(5) 交付限度上限額（消費税及び地方消費税を含まない）：

電気自動車カーシェア車両 上限1,000,000円/台（車体価格の1/3の方が低い場合は、その額を上限とする。）

普通充電器（2台）上限2,292,000円

※上限額は下記交付金を活用した場合の交付限度額

本事業は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）脱炭素先行地域づくり事業」を活用するものであり、国交付要綱、国実施要領等に沿ったものとする。なお、交付金の活用にあたっては、市から受託者に間接交付することから、受託者は市が定める補助金交付要綱に基づき補助金交付に係る必要な手続きを行うものとする。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

なお、本事業の契約は第三者保有形式による契約を締結するものとする。なお、契約金の支払いはカーシェアサービス開始日から契約期間において年度毎に同額を支払うものとする。

（プロポーザル方式を採用する理由）

本事業は、多様な導入方法、機器、手法があるため、業者選定にあたっては価格のみによらず、提案内容や事業ノウハウ、事業実施体制について、市にとって最も適切な事業者を総合的に選定する必要があることから、事業予定者を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、より多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能となることから、指名型プロポーザル方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。なお、この契約は、「甲斐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約にかかる予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除できるものとする。

5 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。なお、共同企業体で参加する場合は（12）の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- (6) 参加表明書の受付日からさかのぼり、6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- (9) 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (10) 令和 2 年度以降（過去 5 年間）にカーシェア事業を実施した、または事業実施

している実績を有していること。

(11) 事業の実施については、自家用自動車有償貸渡業許可を取得している、もしくは令和7年12月31日までに取得見込であること。

(12) (共同企業体のみ) 共同企業体を構成して参加する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

ア 構成員において決定された代表者が、共同企業体の協定書において明らかであること。なお、公募への参加に関する権限は代表者に帰属するものとする。

また、代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。

イ 協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担を記載すること。

ウ 共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の参加者(他の参加者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員)でないこと。

エ 複数企業による共同企業体として公募に参加する場合は、共同企業体内の各構成員が上記(1)～(11)すべてを満たすこと。ただし(10)及び(11)については、共同企業体内のいずれかの構成員が満たしていればよいものとする。

6 スケジュール

(1) 日程

| | 項 目 | 期 限 |
|----|---------------|--|
| 1 | 実施要領の公表 | 令和7年6月2日(月) |
| 2 | 現地視察の受付期限 | 令和7年6月10日(火)午後5時まで |
| 3 | 現地視察 | 令和7年6月11日(水)または12日(木) |
| 4 | 実施要領に関する質問受付 | 令和7年6月17日(火)午後5時まで |
| 5 | 質問回答 | 令和7年6月19日(木)までに随時回答 回答は甲斐市ホームページに掲載 |
| 6 | 参加表明書等の提出期限 | 令和7年6月24日(火)午後5時まで |
| 7 | 技術提案書等の提出期限 | 令和7年6月30日(月)正午まで |
| 8 | プレゼンテーション審査 | 令和7年7月4日(金) |
| 9 | プレゼンテーション結果通知 | 令和7年7月中旬を予定 |
| 10 | 基本協定の締結 | 令和7年7月下旬を予定 |
| 11 | 現地調査及び詳細協議 | 令和7年7月下旬～8月中旬を予定 |
| 12 | 本契約締結 | 令和7年8月下旬を予定 |

(2) 現地視察受付

ア 現地視察について

本業務を実施するにあたり、現地の設備状況をより把握していただくことを目的として、現地視察を開催する。

イ 申込

(ア) 受付日時

令和7年6月2日(月)から令和7年6月10日(火)午後5時まで

(イ) 申込方法

以下電子メールに下記(ウ)の内容を記載したものを送付

甲斐市脱炭素社会推進課 政策推進係 (TEL055-267-6559)

E-mail : datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(ウ) 申込内容

- ・法人名及び視察対応に係る代表者氏名
- ・参加人数
- ・連絡可能な電話番号、電子メールアドレス

ウ 現地視察日時

令和7年6月11日(水)または12日(木)

エ その他

日程、集合場所等の詳細については、市より申込者に連絡する。

(3) 実施要領に関する質問受付及び回答

ア 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書(様式1)を使用し、件名を「令和7年度 甲斐市カーシェア設備導入・運営事業に関する質問」として、令和7年6月17日(火)午後5時までに以下へ送信するものとする。

他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

イ 送信先

甲斐市脱炭素社会推進課 政策推進係 (TEL055-267-6559)

E-mail : datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

ウ 回答

令和7年6月19日(木)までに随時市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(4) 参加表明書等

ア 受付期間

令和7年6月24日(火)午後5時まで(必着)

受付時間は、午前9時から午後5時までとする(ただし土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市脱炭素社会推進課 政策推進係

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。

| | |
|--------|--|
| 様式 2 | 参加表明書及び宣誓書 |
| 様式 3-1 | 事業者の関連業務実績一覧 |
| 様式 3-2 | 協力会社届出書（該当する場合） |
| 様式 3-3 | 共同企業体届出兼委任状（該当する場合） |
| 任意様式 | 参加者概要資料（会社案内、パンフレット等） |
| 任意様式 | 国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前 1 か月以内に発行されたものに限る。また、国税の税目は、「申告所得税及復興特別所得税」、「法人税」、「消費税」です。地方税の税目指定はなし。） |
| 任意様式 | 財務諸表（直近 1 年分） |
| 任意様式 | 自家用自動車有償貸渡業の許可書の写し（すでに取得している場合） |

(5) 技術提案書等

ア 受付期間

令和 7 年 6 月 30 日(月)正午まで（必着）

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする（ただし土、日、祝日は除く）。

イ 提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市脱炭素社会推進課 政策推進係

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを 10 部（正本 1 部、副本 9 部）及びすべての電子データを保存した CD-R 又は DVD-R を提出すること。

| | |
|------|---|
| 様式 4 | 技術提案書提出届出書 |
| 任意様式 | 技術提案書（A4 判 20 ページ以内とする。なお、提案に支障のない範囲で両面印刷すること。） |
| 任意様式 | 参考見積書 |

様式 5-1 業務実施体制

様式 5-2 予定技術者の業務実績

エ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。提出日付は統一すること。また、技術提案書については、以下の事項を含めるものとする。

| 項目 | | 内容 |
|----|-------------|--|
| 1 | 実施方針 | ・提案の基本方針・概要・事業期間の運用・設備の平時のシステム構成図・緊急時の運用体制等を記載すること。 ・地域住民等への貸し出しにあたっての料金、システム等を記載すること。 ・カーシェア運用に係るエネルギーマネジメントの方法やトラブル発生時の対応について記載すること。 |
| 2 | 導入設備 | ・想定導入機器及び仕様内容。 |
| 3 | 温室効果ガス排出削減量 | ・温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算出すること。 |
| 4 | スケジュール | ・調整及び工事に必要な工程についてスケジュールを記述すること。 |
| 5 | 提案価格内訳 | ・本事業に係る費用及びその内訳がわかるもの。 ・本事業は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものである。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領を確認したうえで、交付対象経費及び本事業に充当される交付金額を記載すること。 |
| 6 | その他 | ・維持管理にかかる想定費用を記述すること。 ・保証期間と保証期間内に不具合が発生したときの対応を記述すること。 |

オ 途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「令和7年度甲斐市カーシェア設備導入・運営事業公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届（様式6）を以下へ送信すること。

送信先

甲斐市脱炭素社会推進課 政策推進係（TEL055-267-6559）

E-mail : datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(6) 既存資料の提供

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を提供する。

(ア)、(ウ) 及び (エ) は電子データにより提供する。(イ) は閲覧可とする。

ア 資料名

(ア) 甲斐市が環境省より採択された脱炭素先行地域の計画提案書「“隗(甲斐)より始めよ” 人と資源の循環モデルゼロカーボンロードで「めぐる」自然とワイナリー」

(イ) 竜王庁舎における図面（建築工事図面、電気工事図面）

(ウ) 竜王庁舎における電力データ（電力契約、年間電力使用量、30分デマンド値、太陽光発電量）

(エ) 一般財団法人全国自治協会自動車損害共済業務規程

イ 閲覧場所

甲斐市役所内で市が指定する場所

ウ 閲覧期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月24日（火）午後5時まで
（ただし土、日、祝日は除く）。

エ その他

(ア) 閲覧を希望する場合は、事前に市と日時等を協議すること。

(イ) 閲覧日時の協議については電話で構わない。

055-267-6559（脱炭素社会推進課直通）

(ウ) 資料は、技術提案書作成以外の目的で使用しないこと。

(エ) 資料提供の条件として、上記「5 参加資格条件」を有するもの。

(オ) 閲覧当日は、社員証及び身分を証明するもの（免許証等）を持参すること。

(カ) 電子データの提供を希望する場合は、次のアドレスに連絡すること。

datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp（脱炭素社会推進課政策推進係）

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

7 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査にあたっては、「令和7年度 甲斐市カーシェア設備導入・運営事業公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、提出された技術提案書等に記載された提案内容について審査基準に基づいて審査を行う。

審査委員が技術提案書等について評価した点を合計したものを審査点（120点満点）とし、各審査委員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を最優秀提案者、第2位の者を優秀提案者として選定する。

ただし、順位決定を行う際、同順位が複数ある場合は、同順位の者のうち参加

者順位第 2 位を最も多く得た参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の審査点の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

参加者が 1 者のみだった場合については、本事業が脱炭素先行地域内の取組に係る事業計画に関連して、可及的速やかな事業実施を求められることから、再公募は行わず、各審査委員の評価点数の合計が満点の 7 割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を最優秀提案者とする。

(2) プレゼンテーション

ア 日時

- (ア) 実施日：令和 7 年 7 月 4 日（金）
- (イ) 場 所：甲斐市役所本館 3 階 大会議室
（山梨県甲斐市篠原 2610 番地）

イ 実施方法

- (ア) 所要時間は 1 者あたり 40 分以内。（説明 20 分、質疑応答 20 分程度）
- (イ) 録音録画禁止。
- (ウ) 提出された技術提案書等以外の使用は認めない。ただし、技術提案書等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。
- (エ) プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。
- (オ) プレゼンテーションの出席人数は最大 5 人まで。
- (カ) 各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込の提出順とする。
- (キ) プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。
- (ク) 参加者はほかの参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- (ケ) 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、参加者全てに文書で通知し、その概要を市ウェブサイト
で公表する。公表内容は、参加者数、参加者ごとの審査点順位第 1 位の
数、最優秀提案者の名称及び総合審査点とする。なお、電話や口頭、FAX、
電子メール等による審査結果及び評価内容、別の参加者の提案内容、点数
等に関する問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- エ 本実施要領に違反すると認められる場合
- オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

8 事業予定者との協議、基本協定の締結及び本契約の締結

(1) 事業予定者

最優秀提案者を事業予定者とし、市との協議により、技術提案内容を踏まえ、事業の詳細な内容を調整し、決定する。

(2) 基本協定の締結

事業予定者による現地調査及び詳細協議を定めた基本協定を、事業予定者と締結する。

(3) 契約締結

ア 選定された事業予定者による現地調査及び詳細協議を行い、市は、本事業に係る契約の見積書の徴取相手として契約交渉を行う。契約締結のための見積の金額は、市との詳細協議の結果を踏まえ提案時の金額から変更することも可能とする。ただし、変更となる根拠等を市へ提示することとし、公募時に市が示す上限価格を超えることはできない。また、市は、提案内容を尊重しながら仕様書の詳細について協議し、一部内容の変更を求めることができるものとする。

イ 市による補助事業の交付決定を受けた後、事業予定者と契約を行う。協議成立後、市と事業予定者との間で随意契約を締結する。なお、事業予定者が契約を辞退した場合もしくは契約締結前に応募資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、優秀提案者を新たに事業予定者とする。

9 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係るすべての書類の作成、及び提出に係るすべての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、本市は応募者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

る。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本事業の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

(9) 仕様書

仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。仕様書は、事業予定者特定後、協議の上、技術提案内容等に応じて内容を変更できることとする。なお、本事業による市の費用負担は契約金額及び公用車使用に係る電気料金のみとする提案とすること。